

高齢者
障害者・障害児 } 入所施設、通所系事業所及び訪問系事業所 管理者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)
京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等職員等を対象とした抗原検査の実施について

日頃は本府の健康福祉行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。

さて、最近の感染拡大状況を踏まえ、感染者の早期発見により感染拡大を防止するため、京都府内（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の入所施設、通所系事業所及び訪問系事業所に従事されている職員を対象に、下記のとおり抗原検査を実施することとしましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 抗原検査の対象者

京都府内（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の入所施設、通所系事業所及び訪問系事業所に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む。）

（ただし、必要に応じ、新規入所者及び帰省した親族等との接触による感染リスクが想定される利用者への検査に使用いただいて差し支えありません。）

2 検査費用 無料（京都府負担）

3 実施時期 令和 4 年 8 月 8 日～9 月末（2 箇月間）

入所施設：頻回実施（期間中週 1 回計 8 回実施。）
通所系事業所・訪問系事業所：随時実施（期間中職員数に相当する分の検査キットを月ごとに提供。感染が疑われる場合等に使用（6 (3) 参照））

入所施設		特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム（注）、養護老人ホーム（注）、有料老人ホーム（注）、サービス付き高齢者向け住宅（注）、短期入所生活介護、生活支援ハウス 障害者・障害児入所施設
通所系事業所	高齢者	通所介護（地域密着型を含む。）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	障害者・障害児	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス
訪問系事業所	高齢者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護
	障害者・障害児	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

（注）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を含みます。

4 検査手順等

(1) 申込方法

「別紙①抗原検査キット実績報告書兼発注書」に必要事項を記入の上、京都府高齢者・障害者施設職員等抗原検査事務局（委託事業者）にメールにて送付してください。

（送付先メールアドレスは別紙①に記載）

※ 管理番号は「別紙②対象施設一覧」を御確認願います。

※ 初回キット送付数は、入所施設は検査対象職員数×4回分（1箇月分）、通所系事業所及び訪問系事業所は検査対象職員数×1回分（1箇月分）となります。

(2) 検査キット受領

申込後、数日（土日祝日を除く2～3日を目処）で検査キットが届きます。

(3) 検査・検査結果確認

(4) 実績報告

抗原検査を実施の都度（検査実施日の翌日まで）に「別紙①抗原検査キット実績報告書兼発注書」に必要事項を記入の上、京都府高齢者・障害者施設職員等抗原検査事務局にメールにて送付してください。（送付先メールアドレスは別紙①に記載）

(5) 追加キットの発注

期間中1回（残り1箇月分）可能。「別紙①抗原検査キット実績報告書兼発注書」に必要事項を記入の上、京都府高齢者・障害者施設職員等抗原検査事務局（委託事業者）にメールにて送付してください。

5 陽性となった場合の対応

(1) 職員が陽性となった場合、直ちに当該職員を自宅待機としてください。

(2) 以下により確定診断を受けるようにしてください。

① 施設医・協力医療機関（可能な場合）

② 陽性者のかかりつけ医療機関

③ 京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センターへの申請（年齢（6歳以上59歳以下）など、申請要件がありますので、以下のホームページにより御確認ください。）
（参考：京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター（京都府ホームページ）

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseitouroku.html>)

④ 診療・検査医療機関

(3) 高齢者及び障害者・障害児の入所施設については、職員又は入所者の陽性が判明した場合、以下に掲載している様式により、施設内感染専門サポートチーム及び所管保健所への報告をお願いします。

（WAMネット京都府センター（介護））

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26kyoto/26bb01kj.nsf/6b16380d97f55135492567d0000714b4/db9fbc9335ea956c492588000028988f?OpenDocument>

6 留意事項

(1) 使用後の検査キットは、各施設等において適切に廃棄願います。

(2) 医療従事者の不在時に検査を実施する場合は、以下の厚生労働省ホームページや、送付した検査キットのメーカーホームページを参照の上、適切に検査を実施してください。

（厚労省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

（メーカーホームページ）

・Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト

<https://www.globalpointofcare.abbott/ja/product-details/panbio-covid-19-antigen-test.html>

(3) 通所系事業所及び訪問系事業所の抗原検査キットの使用時期は以下のとおりとします。

- ① 職員に感染が疑われる症状がある場合
- ② 職員が陽性となった入所者・利用者と接触した場合
- ③ 濃厚接触者に該当した介護従事者の待機期間短縮のための検査が必要な場合 等
(参考：新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る待機期間について
(京都府ホームページ))

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>

(4) 検査キットを送付する段ボールに時期によっては冷蔵保存のシールが貼付されている場合がありますが、配送業者向けの注意書きです。

問合せ先

【京都府高齢者・障害者施設職員等抗原検査事務局】

TEL:0120-713-213 (8時45分～17時30分 ※土日祝を含む。)

E-mail: kyoto_kougendelivery@sg-systems.co.jp